

居宅介護支援事業所

知恵ふくろう

重要事項説明書

目次

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
- 2 当事業所の概要
 - (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域
 - (2) 事業所の職員体制
 - (3) 営業日および営業時間
- 3 居宅介護支援の内容
- 4 居宅介護支援に係る事業所の義務について
- 5 サービスの利用料金
- 6 サービス内容に関する苦情
- 7 秘密保持
- 8 事故発生時の対応等
- 9 当法人の概要

居宅介護支援 重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

相談窓口は9時～18時まで 電話は24時間対応です。

電話番号	076-275-0004
担当介護支援専門員	

2 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 知恵ふくろう
所在地	〒924-0805 白山市若宮2丁目34番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1772200968号)
サービス提供地域	白山市・能美市・川北町・小松市・加賀市・野々市市・金沢市

(2) 事業所の職員体制

介護支援専門員（常勤）3名以上うち管理者 1名

(3) 営業日および営業時間

営業日 月曜日から金曜日（土、日、祝祭日及び12月30日から1月3日を除く）

営業時間 9時から18時まで

3 居宅介護支援の内容

<初回面接>

初回の相談・依頼を受けて利用者及び家族と面接します。

<アセスメント>

利用者の居宅へ訪問し、利用者及び家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

<居宅サービス計画原案の作成>

アセスメント後居宅サービス計画原案を作成します。

- ① 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関する情報を利用者又は家族に提供します。
- ② 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

<サービス担当者会議の開催>

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又は家族に対して説明します。

<文書による同意>

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

<モニタリングの実施>

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接するとともに、一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

<居宅サービス計画の変更>

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、居宅介護支援の内容に従って実施するものとします。

<給付管理>

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

<要介護認定等の協力について>

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

<居宅サービス計画等の情報提供について>

利用者がほかの居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

4 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

5 サービスの利用料金

(1) 利用料

利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額になります。ただし、要介護度についての認定を受けられた場合には、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。尚、保険料の滞納等がある場合、保険給付金が直接事業者を支払われないことがあります。この場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額を利用者より直接頂戴し、あわせて事業所よりサービス提供証明書を発行させていただきます。（後日、利用者から市町村の窓口はこのサービス提供証明書を提示されますと払い戻しされます。）

(2) 交通費

介護支援専門員が利用者の居宅を訪問させて頂く時の交通費は、事業所が負担します。

(3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、これに伴う解約料の発生はありません。

6 サービス内容に関する苦情

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

別に下記の当事業所以外の、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

窓 口	担 当	住 所	電 話
居宅介護支援事業所 知恵ふくろう	相談苦情担当 登 ゆかり	白山市若宮 2 丁目 34 番地	076-275-0004
白山市役所健康福祉部	長寿介護課	白山市倉光 2 丁目 1	076-274-9529
石川県国民健康保険 団体連合会	介護サービス苦情 110 番	金沢市幸町 12-1	076-231-1110
石川県社会福祉協議会	石川県福祉サービス 運営適正化委員会	金沢市本多町 3 丁目 1 番 10 号	076-234-2556

7 秘密保持

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者とそこご家族の秘密を厳守いたします。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそこご家族の秘密が漏れることがないように、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそこご家族からの同意をいただきます。

8 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者ご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 当法人の概要

名称	社会福祉法人 若宮福祉会
代表者	理事長 石村 未紀
所在地	石川県白山市殿町 10 番地 1

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項について説明し、居宅介護支援重要事項説明書を交付しました。

説明日 年 月 日

事業者

【住所】 白山市若宮2丁目34番地

【事業者名】 社会福祉法人 若宮福祉会 居宅介護支援事業所 知恵ふくろう

【代表者】 理事長 石村 未紀 印

【重要事項説明】 介護支援専門員 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意いたします。

利用者

【住所】

【氏名】 印

家族代表

【住所】

【氏名】 印

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者が内容について理解したことを確認の上、私が署名を代筆しました。

代筆者（代筆の場合）

【住所】

【氏名】 印（続柄 ）